

【補足(追加)資料】

No. 17 職員研修事業 (P1～)

- 令和3年度実績

No. 18 放課後子ども教室運営事業 (P4～)

- 伊予市放課後子ども教室推進事業実施要項
- 令和3年度「伊予小校区放課後子ども教室」年間実績表
- 伊予小校区放課後子ども教室 参加人数推移

No. 19 ごみ減量推進事業 (P9～)

- 伊予市資源ごみ回収活動事業事務取扱要綱
- 伊予市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱
- 伊予市生ごみ処理機等購入費補助事業について
- 生ごみ処理機・処理容器の購入補助
- IYO ECO LIFE 展示会【報告書】

No. 20 ごみ処理事業 (P25～)

- 令和3年度一般廃棄物処理実施計画
- 令和3年度一般廃棄物処理量の推移
- 松山ブロックごみ処理広域化基本構想【概要版】
- 不法投棄への対応事例
- 広報いよし(2021年12月号抜粋)

No. 21 節水等推進事業 (P55～)

- 伊予市雨水貯留施設購入費補助金交付要綱
- 伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付要綱
- パンフレット
- 雨水貯留施設(雨水貯留タンク)イメージ

令和3年度実施 職員研修

○伊予市が実施した研修

新規採用者研修			
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員として職務を遂行するにあたり必要な一般知識を修得 ・市政の概要等を把握し、事務能率の増進に資する 		
講師	市長・副市長・部課長・先輩職員		
参加対象	新規採用職員	参加人数	9
研修時間	2日間	研修費用	0

主事級研修			
研修内容	<p>これからの30年、自治体と職員が想定すべき事柄について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化に伴う大災害、自治体の役割について ・AIと公務員の働き方について 		
講師	有限会社群中タクシー 代表取締役 玉井 彰 氏		
参加対象	主事級	参加人数	14
研修時間	1時間	研修費用	0

主任・主査級研修			
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員として中堅職員に求められる役割を認識する ・職場のリーダーとして成果をあげるための行動を学ぶ ・職場全体の成果向上に貢献できる力を養う 		
講師	人材育成コンサルタント兼 ソフトバンク株式会社CSR統括部長 池田 昌人 氏		
参加対象	主任・主査級	参加人数	58人
研修時間	5時間30分	研修費用	12,000円(延泊費用)

部課長級研修

研修内容	SDG s を道しるべとする21世紀型経営への変革 ・ SDG s が示ビジネスルールの大転換 ・ SDG s を地域課題として考える		
講師	三井住友海上火災保険株式会社 営業推進部法人開発室 課長 川原 健太 氏		
参加対象	部課長級	参加人数	31人
研修時間	1時間30分	研修費用	0 (オンライン研修)

報連相コミュニケーション研修

研修内容	・ 報告、連絡、相談の徹底について ・ 個々の職員、組織全体のコミュニケーション能力の向上を図る ・ 職場全体の成果向上		
講師	研修事業者 アナウンスハウス松山合同会社		
参加対象	全職員対象	参加人数	56人
研修時間	1時間×2回	研修費用	50,000円

SDG s 研修

研修内容	「SDG s de 地方創生」 カードゲームワークショップ ・ SDG s の考え方を地域の防災活動に活かす		
講師	愛媛県立松山工業高等学校 合同実施		
参加対象	SDG s 推進プロジェクト会議メンバーほか	参加人数	職員17 高校生15
研修時間	4時間	研修費用	0

○愛媛県研修所が主催する研修に参加

愛媛県研修所			
	講座・研修名	日 程	日数
ステ ー ジ ア ッ プ 研 修	業務効率向上講座	2021.7.13 ～ 2021.7.14	2日間
	地方自治法講座	2021.7.19 ～ 2021.7.20	2日間
	タイムマネジメント講座	2021.7.26 ～ 2021.7.27	2日間
	文章力実践講座	2021.7.28 ～ 2021.7.29	2日間
	地方自治法講座	2021.8.2 ～ 2021.8.3	2日間
	折衝力・交渉力講座	2021.8.12 ～ 2021.8.13	2日間
	地域経済分析システム《RESAS》活用講座	2021.10.12 ～ 2021.10.13	2日間
	チームビルディング講座	2021.10.26 ～ 2021.10.27	2日間
	協働型フィールドワーク講座	2021.11.4 ～ 2021.11.5	2日間
	政策評価実践講座	2021.11.8 ～ 2019.11.9	2日間
	マネジメント能力講座	2021.11.18 ～ 2021.11.19	2日間
	ファシリテーション講座	2021.11.25 ～ 2021.11.26	2日間
	経営分析基礎講座	2021.11.29 ～ 2021.11.30	2日間
	文章力基礎講座	2021.12.13 ～ 2021.12.14	2日間
コーチング講座	2022.2.8 ～ 2022.2.9	2日間	

階 層 別 研 修	課長級研修	2021.10.28 ～ 2021.10.29	2日間
	係長級研修	2021.10.5 ～ 2021.10.8	4日間
	係長級研修	2021.10.5 ～ 2021.10.8	4日間
	係長級研修	2021.11.9 ～ 2021.11.12	4日間
	係長級研修	2021.11.9 ～ 2021.11.12	4日間
	係長級研修	2021.12.14 ～ 2021.12.17	4日間
	中堅職員研修	2021.11.16 ～ 2021.11.19	4日間
	中堅職員研修	2021.12.7 ～ 2021.12.10	4日間

専門研修	危機管理講座	2022.2.14 ～ 2022.2.15	2日間
	危機管理講座	2022.2.14 ～ 2022.2.15	2日間
	財務運営実務講座	2021.10.14 ～ 2021.10.15	2日間

女性幹部職員交流研修	2021.12.16	1日間
------------	------------	-----

計 27人

※新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により

研修に参加できなかった職員	8人
研修が延期となり、辞退した職員	4人

○市町村アカデミー（千葉県）、国際文化アカデミー（滋賀県）が主催する研修に参加

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、参加を見合わせ

千葉	職場のリーダー養成講座		5日間
千葉	政策企画		9日間
滋賀	提案を実現するための技法		3日間
滋賀	女性リーダーのためのマネジメント研修		5日間

伊予市放課後子ども教室推進事業実施要綱

平成30年3月29日

伊予市告示第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後等に、小学校等の施設を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するために行う伊予市放課後子ども教室推進事業(以下「子ども教室」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、伊予市(以下「市」という。)とする。ただし、市長が適当と認める者に委託をすることができる。

(事業内容)

第3条 子ども教室の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童の安全で健やかな居場所の提供を行うこと。
- (2) 遊びや学習に対する意欲及び態度の形成を図ること。
- (3) 家庭や地域等との協働により、地域との交流を図ること。
- (4) その他児童の健全育成上必要なこと。

(事業実施の場所等)

第4条 事業は、市内の小学校ごとに、市が指定する活動場所で実施する。

(運営委員会)

第5条 子ども教室の円滑な実施を図るため、各子ども教室に放課後子ども教室校区運営委員会(以下「校区運営委員会」という。)を置く。

2 校区運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(コーディネーター)

第6条 各子ども教室に運営調整を行うためのコーディネーターを置く。

2 コーディネーターは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保護者等に対する参加の呼び掛け
- (2) 学校、関係機関、団体等との連絡調整
- (3) 活動ボランティアの確保
- (4) 活動プログラムの企画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に関し必要な事項

(協働活動支援員)

第7条 各子ども教室に、体験・学習活動等の指導を行うための協働活動支援員を置く。

(協働活動サポーター)

第8条 各子ども教室に、子どもたちの安全管理等を行うための協働活動サポーターを置く。

(サービス及び謝金)

第9条 コーディネーター、協働活動支援員及び協働活動サポーターは、児童の権利に十分留意し、活動を通じて児童の健やかな育成及び安全・安心な活動拠点づ

くりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 事業活動に参加したコーディネーター、協働活動支援員及び協働活動サポーターには、予算の定めるところにより謝金を支給する。

(管理責任)

第10条 子ども教室の実施に伴う管理上の責任は、市が負うものとする。

- 2 前項の責任の範囲は、子ども教室を利用する児童が、子ども教室への入室手続き後から退出手続きを行うまでとする。

(対象)

第11条 子ども教室を利用できる対象児童は、実施場所の小学校に通学する児童とする。

(実施日時)

第12条 子ども教室の開設日及び開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 実施日 伊予市立学校管理規則（平成21年伊予市教育委員会規則第1号）第4条の1に規定する休業日以外の日を原則とし、各子ども教室において定める。
- (2) 実施時間 授業終了時からおおむね3時間の開設を原則とし、各子ども教室において定める。

(参加登録)

第13条 子ども教室に参加する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、放課後子ども教室参加申込書（別記様式）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあった場合は、参加者名簿に登録し、利用を許可するものとする。

(傷害保険)

第14条 保護者は、子ども教室の利用の許可を受けた児童を、市が指定する傷害保険に加入させるものとし、その費用は保護者が負担するものとする。

(費用負担)

第15条 子ども教室は、次の実費弁償に相当する費用を徴収することができる。

- (1) 教材費 子ども教室において使用する物品等で、その帰属先が子ども教室を利用する児童であるものに係る費用
 - (2) その他 子ども教室の運営上、利用する児童が負担することが適当な費用で、コーディネーター、協働活動支援員、利用児童の保護者等が必要と認める費用
- 2 費用の徴収及び支出はコーディネーターが行い、年度末に市長へ報告する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月8日告示第90号）

この告示は、令和2年5月8日から施行し、令和2年度事業から適用する。

令和3年度「伊予小校区放課後子ども教室」年間実績表

	月	日	曜	内 容	指 導 者	備 考	利用人数
1	4	16	金	教室開き			
2		21	水	バドミントン		体育館	
		28	水	—休み(家庭訪問)			
		30	金	—休み(家庭訪問)			
	5	7	金	—休み(家庭訪問)			
3		12	水	リズム&ゲーム—ミニトマト植え			
4		14	金	手話を習おう	講師	福祉課	
5		19	水	けん玉に挑戦	講師	みんくる	
6		21	金	教室開き	講師	開始時期を延期	
7		26	水	スポーツ教室	講師	体育館	
8		28	金	英語で楽しく			
9		2	水	わくわくサイエンス(お楽しみ工作)	講師	みんくる	
10	6	9	水	ポッチャ		体育館	
11		16	水	フットワーク	講師		
12		18	金	教室開き			11
13		23	水	折り紙	講師		11
14		25	金	けん玉に挑戦	講師	みんくる	10
15		30	水	ポッチャ			10
16	7	2	金	木工細工(ふくろう)	講師		10
		7	水	休み(個人懇談)			
		9	金	休み(個人懇談)			
17		14	水	星座観察		スクリーン	10
18		16	金	英語で楽しく			11
夏季休業							
19	9	8	水	救命講習	講師	消防署	
20		10	金	じゃがいも植え		プランター	
21		15	水	鬼ごっこ	講師	みんくる	
22		17	金	英語で楽しく			
23		22	水	バルーン			
24		29	水	タッキング(月見団子)又はうちわ作り		公民館	
25	10	6	水	紙飛行機・じゃがいも植え	講師	体育館	11
26		13	水	フリータイム			10
27		15	金	ハロウィン制作	講師	福祉課	10
28		20	水	手話を習おう	講師	福祉課	8
29		22	金	英語で楽しく			9

令和3年度「伊予小校区放課後子ども教室」年間実績表

	月	日	曜	内 容	指 導 者	備 考	利用人数
30	10	27	水	リズム&ゲーム		体育館	11
31		29	金	お楽しみ会(ハロウィン)・ブックトーク	講師		11
32	11	10	水	わくわくサイエンス(レジン工作)	講師	みんくる	11
33		12	金	干し柿づくり			10
34		17	水	フラワーアレンジメント	講師		10
35		19	金	英語で楽しく		ゆめ	8
36		24	水	わくわくサイエンス(しゃぼん玉)		体育館	9
37	12	1	水	折り紙(クリスマスバージョン)	講師		9
38		3	金	土鈴に絵付け			10
39		8	水	スポーツ教室・土鈴仕上げ	講師	スポキッズ 体育館	10
40		10	金	ベーゴマ	講師	みんくる	11
		15	水	休み(個人懇談)			
41		17	金	じゃがいもの収穫		プリンター	11
42		22	水	お楽しみ会(クリスマス会)	講師		11
冬季休業							
43	1	12	水	書き初め	講師		9
44		19	水	お正月の遊び	講師	みんくる	11
45		21	金	英語で楽しく			11
46		26	水	わくわくサイエンス(紐のマジック)			
47	2	2	水	ブックトーク	講師		
48		9	水	ドッジボール	講師	みんくる 体育館	
49		16	水	手話を習おう	講師	福祉課 見学	
50		18	金	フリータイム		見学	
51		25	金	バドミントン		体育館	
52	3	2	水	スポーツチャンバラ	講師	みんくる	
53		4	金	ブックトーク	講師		
54		9	水	わくわくサイエンス(スライム)			
55		11	金	アルバム作り			
56		16	水	お別れ会			11

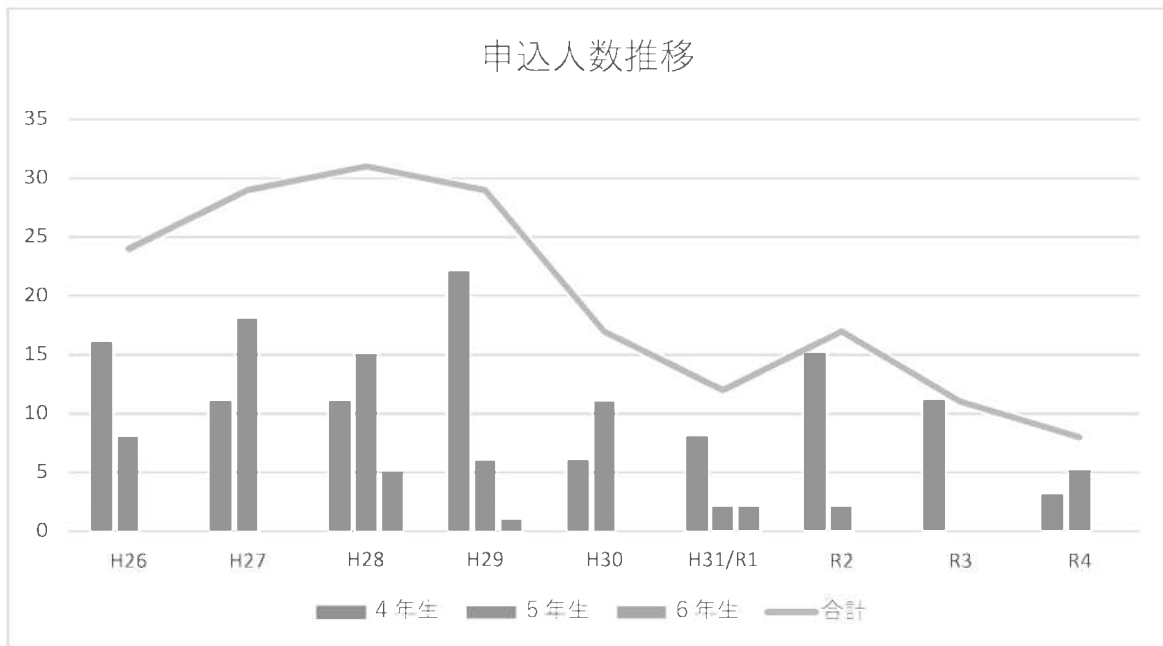
開催回数: 32回(24回は新型コロナによる中止)

利用延べ人数 : 295人

(平均利用数: 9. 2人)

伊予小校区放課後子ども教室 参加人数推移

	4年生	5年生	6年生	合計	
H26	16	8	0	24	社会教育課
H27	11	18	0	29	
H28	11	15	5	31	
H29	22	6	1	29	
H30	6	11	0	17	子育て支援課
H31/R1	8	2	2	12	
R2	15	2	0	17	
R3	11	0	0	11	
R4	3	5	0	8	



申込状況

R3	決定日	4年生	5年生	合計	備考
当初	3月10日	12	1	13	2名辞退 実質11名

R4	決定日	4年生	5年生	合計	備考
当初	3月14日	4	5	9	1名辞退 実質8名(R3継続2名)
追加	3月22日	1		1	決定済み入会者(R3継続)の妹
追加	3月29日	1	4	5	1名辞退 実質4名(R3継続3名)
追加	3月31日	1		1	
追加	5月19日	1		1	

6月14日現在 15

【事業番号】 2270

ごみ減量推進事業

資料1 補助金交付要綱

資料2 啓発事業（IY0 ECO LIFE 展示会）報告書

伊予市資源ごみ回収活動事業事務取扱要綱

〔平成17年4月1日〕
〔告示第57号〕

(目的)

第1条 この要綱は、伊予市が行う資源ごみ回収活動奨励事業(以下「事業」という。)の実施に係り、再利用可能な資源ごみの回収を自主的に行う市内のボランティア活動団体及びコミュニティ活動団体(以下「団体」という。)に対し、その活動を奨励し、ごみの資源化及び減量化の推進並びに意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。
(1) 営利を目的としない団体で、地域住民で構成する団体。
(2) 原則として20人以上で構成する団体。
(3) 年2回以上、地域で資源ごみの回収を実施する団体。

(活動条件)

第3条 団体は、次の各号の活動条件を満たすものとする。
(1) 地域住民を対象として広く実施すること。
(2) 事業活動に伴って生ずるものは対象としないこと。
(3) 資源ごみは、団体の責任において回収業者に連絡し、回収させること。
(4) 回収後の残渣は、すべて団体の責任において処理すること。
(5) 回収にかかる経費は、すべて団体が負担すること。

(対象品目)

第4条 事業の対象となる資源ごみの品目は、家庭生活上生じたもののうち、再生可能な次のものとする。
(1) 故紙類(新聞・雑誌・ダンボール類・紙パック類)
(2) その他市長が認めるもの。

(団体登録)

第5条 事業に参加しようとする団体は、伊予市資源ごみ回収活動団体登録申請書(様式第1号)および団体会員一覧表(様式第2号)を市長に提出し、団体登録を行わなければならない。

(手数料の額)

第6条 市長は団体が回収した資源ごみに対し、1kgにつき5円以内で、市長が適当と認めた額を支払うものとする。(現在3円)
2 手数料を支払う資源ごみの回収量は、団体一世帯につき1,000kgを限度とする。

(活動実施報告)

第7条 資源ごみを回収した団体は、伊予市資源ごみ回収活動実施報告書(様式第3号)に資源ごみ回収証明書(様式第4号)を添付して提出しなければならない。

(手数料の請求及び支払)

第8条 団体は実施報告書を提出した後、速やかに伊予市資源ごみ回収活動手数料請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に手数料を支払うものとする。

(取消)

第9条 市長は、前条の手数料を支払った後において、不正の手段でこれを受けたことが明らかな団体に対して、その全部又は一部の返還を命ずるとともに団体登録を取り消すことができる。

(変更届)

第10条 第5条の登録申請書の内容に変更が生じた団体は、速やかに伊予市資源ごみ回収活動団体変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から実施する。

伊予市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機等を購入する経費に対し、市が予算の範囲内で伊予市生ごみ処理機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている者であって、現に居住しているものであること。
- (2) 生ごみ処理機等を本市の区域内に設置し、継続的に使用する者であること。
- (3) 生ごみ処理機等をその用法に従い使用し、かつ、適切な管理を行うことができる者であること。
- (4) 生ごみ処理機等による堆肥化物等を適正に処理することができる者であること。
- (5) 申請者が市税を完納していること。

2 補助の対象及び補助金の額は、次表に定めるとおりとする。

項 目	内 容	補助金の額
生ごみ処理機	電気式の処理機	購入価格の2分の1以内の額（3万円を超える場合は、3万円）を1世帯につき5年間で1基について交付する。
生ごみ処理容器	コンポスト容器	購入価格の2分の1以内の額（3千円を超える場合は、3千円）を1世帯につき3年間で

	2 基について交付する。
--	--------------

3 前項の補助金の額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に購入した生ごみ処理機等の領収書を添付して、当該処理機等を購入した日から1年以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、必要な条件を付して補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金額を申請者に通知する。

(補助金の請求)

第5条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前項の請求を受けたときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を、この要綱の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱（平成15年伊予市要綱第10号）、家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱（平成15年伊予市要綱第15号）、中山町生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱（平成12年中山町告示第44号）、ごみ減量化推進事業補助金交付要綱（平成12年双海町）、及び双海町ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱（平成14年双海町）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に伊予市生ごみ処理機等購入費補助金の交付決定を受けている者に係る当該補助金の額については、なお従前の例による。

伊予市生ごみ処理機等購入費補助事業について

伊予市では、一般家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機等を購入する費用の一部を補助します。

(補助対象者及び要件)

- 伊予市に住民登録している者であって、現に居住している者。
- 生ごみ処理機等を本市内に設置し、継続的に使用する者。
- 生ごみ処理機等を適切な方法により使用し、かつ管理を行うことができる者。
- 生ごみ処理機等により発生する堆肥化物等を適切に処理することができる者。
- 申請時に市税を完納している者。
- 購入した日から1年以内に申請書を提出してください。
- 予算の範囲内で補助金を交付いたします。(申請順)
- 条件を満たしていない場合や申請書等に不備がある場合は、補助できません

(提出書類)

- 様式第1号 伊予市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書
- 様式第3号 伊予市生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書
- 領収書(レシート不可・原則、購入者の氏名・購入品名・金額・購入日・購入店の印が入ったもの)
- カタログ等(購入品の識別ができるもの)
- **インターネットでの購入の場合は、購入金額が分かる伝票と、現物の写真の添付をお願いします。**

(提出先)

- 環境政策課まで提出してください。(郵送の場合は、当日消印まで有効です。)

(申請書等の記載上注意事項)

- 様式第1号、第3号の申請者欄及び請求書氏名欄は同一人物にしてください。
- 申請者と口座名義人は同一人物にしてください。
- 様式第3号の修正は認められません。
- 様式第1号についても氏名・金額訂正は認められません。(修正ペン等も不可)

<事業期間:各年度4月1日～翌年3月31日>

<補助対象及び補助金額>

項 目	内 容	補 助 金 額	備 考 欄
生ごみ処理機	電気式の処理機	購入価格の1/2以内 (上限3万円)	1世帯につき5年間で1基
生ごみ処理容器	コンポスト容器	購入価格の1/2以内 (上限3千円/1基)	1世帯につき3年間で2基

※補助金の額に100円未満の端数がある場合は、切り捨ていたします。

<問い合わせ>伊予市産業建設部環境政策課 TEL 089-909-6338

生ごみ処理機・処理容器の購入補助

伊予市では、一般家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機等を購入する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

対象者

- 伊予市に住民登録している者であって、現に居住している者。
- 生ごみ処理機等を本市内に設置し、継続的に使用する者。
- 生ごみ処理機等を適切な方法により使用し、かつ管理を行うことができる者。
- 生ごみ処理機等による堆肥化物等を適正に処理することができる者。
- 申請時に市税を完納している者。
- 購入した日から1年以内であること（購入した日から1年以内に申請書の提出が必要です。）

条件を満たしていない場合や申請書等に不備がある場合は、補助できません。

対象設備及び補助金額

対象設備	補助金額	補助基数	その他
生ごみ処理機 (電気式)	処理機本体購入価格（税込み）の2分の1もしくは、3万円のいずれか低い額（100円未満切捨て）	5年間で1世帯につき1基	電気式であって、微生物により生ごみを分解するものまたは、乾燥により生ごみを減容化するものに限る
生ごみ処理容器 (コンポスト容器)	処理機本体購入価格（税込み）の2分の1もしくは、3千円のいずれか低い額（100円未満切捨て）	3年間で1世帯につき2基	

提出書類

- 伊予市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書
- 伊予市生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書
- 領収書（レシート不可、原則購入者の氏名、購入品名、金額、購入日、購入店の印が入ったもの）
- 購入品の識別ができるカタログ等
- **インターネットでの購入の場合は、購入金額がわかる伝票と、現物の写真**

申請書等

補助金交付要綱及び「伊予市生ごみ処理機等購入費補助事業について」をよくお読みいただき、申請してください。不明な点などありましたら担当課までご連絡ください。

- [伊予市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱 \(PDF : 118KB\)](#)
- [伊予市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書等様式 \(PDF : 96KB\)](#)
- [伊予市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書等様式 \(ワード : 21KB\)](#)
- [伊予市生ごみ処理機等購入費補助事業について \(PDF : 78KB\)](#)

I Y O E C O L I F E 展示会

【報告書】

令和 4 年 3 月

伊 予 市

ますます、いよし。



伊予市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

1. イベント実施の目的及び実施概要

■開催目的

子どもからお年寄りまで、幅広い年齢層が環境問題について楽しみながら学び、環境問題への理解を深め、日々の暮らしの中で「気づき」から「行動」に移し、**生活スタイルの変革**を目指す。

日頃から環境問題に取り組まれている企業・団体の取組を紹介する場を提供し、加えてごみ出しの減量方法や地球温暖化対策における**環境学習**を開催する。

■開催テーマ

「気づき」から「行動」へ「未来のために」

■開催期日、開催会場

- ①令和4年1月13日(木)～1月20日(木) 伊予市役所 1階
- ②令和4年1月24日(月)～1月27日(木) 中山地域事務所 (中止)
- ③令和4年1月29日(土)～2月 3日(木) 郡中地区公民館 (中止)
- ④令和4年2月 5日(土)～2月10日(木) 上野地区公民館 (中止)
- ⑤令和4年2月12日(土)～2月17日(木) 大平地区公民館 (中止)

※伊予市役所、中山地域事務所は土日祝除きます。

■主催

伊予市

■出展企業・団体

環境省・株式会社フジ・株式会社カネシロ・DCM株式会社・山陽物産株式会社・有限会社内藤鋼業・三井住友海上火災保険株式会社・独立行政法人国際協力機構（JICA 四国）・えひめ住販・オリックス自動車株式会社・一般社団法人愛媛トラック協会・株式会社愛媛銀行・キカイ・ジャパン合同会社

■展示内容

- (1) ごみの分別・減量について
- (2) ごみのリサイクルについて
- (3) 食品ロスの削減について
- (4) **再生可能エネルギー及び電気自動車の展示について**
- (5) 団体と企業の実績紹介

スケジュール（今後の予定）月日	実施内容
1月7日	出展企業・団体の出展内容の確定
12月24日	イベント告知（広報いよし、HP掲載等）
1月12日	会場設営（伊予市役所）
1月13～20日	「IYO ECO LIFE展示会」開催（伊予市役所）
1月24日～2月17日	「IYO ECO LIFE展示会」 開催中止 （地域事務所及び各公民館）

2. プロモーション

集客のためプロモーションについては、ホームページ、広報いよし、テレビ放映等での告知により、来場者の増加につなげた。

チラシ（ホームページ他）



「気づき」から「行動」へ「未来のために」

- ▶ 1月13日(木)~1月20日(木) 伊予市役所 1階 (多目的スペース)
- ▶ 1月24日(月)~1月27日(木) 中山地域事務所
- ▶ 1月29日(土)~2月 3日(木) 郡中地区公民館
- ▶ 2月 5日(土)~2月10日(木) 上野地区公民館
- ▶ 2月12日(土)~2月17日(木) 大平地区公民館

※ 伊予市役所、中山地域事務所は土日祝除く 9:00~17:00

伊予市の取組み紹介
ごみの分別・減量 / ごみのリサイクル / 食品ロスの減少 / 再生可能エネルギー / SOGS など

参加団体・企業等の紹介(予定)
株式会社フジ / 株式会社カネシロ / DGM株式会社 / 山陽物産株式会社
/ 有限会社内藤興業 / 三井住友海上火災保険株式会社 など

※ 伊予市役所1階展示場の受付は10:00~17:00 ※ 会場は各公民館が異なります
お問い合わせ: 伊予市環境政策推進課 (伊予市役所1階) TEL: 089-924-4334

広報いよし（令和4年1月号）



「気づき」から「行動」へ「未来のために」
IYO ECO LIFE 展示会

開催日時: 1月13日
1月24日~27日
1月29日~2月3日
2月5日~10日
2月12日~17日

開催場所: 伊予市役所 1階
中山地域事務所
郡中地区公民館
上野地区公民館
大平地区公民館

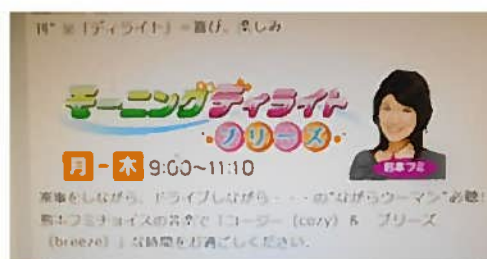
お問い合わせ
伊予市環境政策推進課 (伊予市役所1階) TEL: 089-924-4334

伊予市役所1階展示場の受付は10:00~17:00 ※ 会場は各公民館が異なります

愛媛CATV たうんニュース



南海放送ラジオ モーニングダイヤモンド



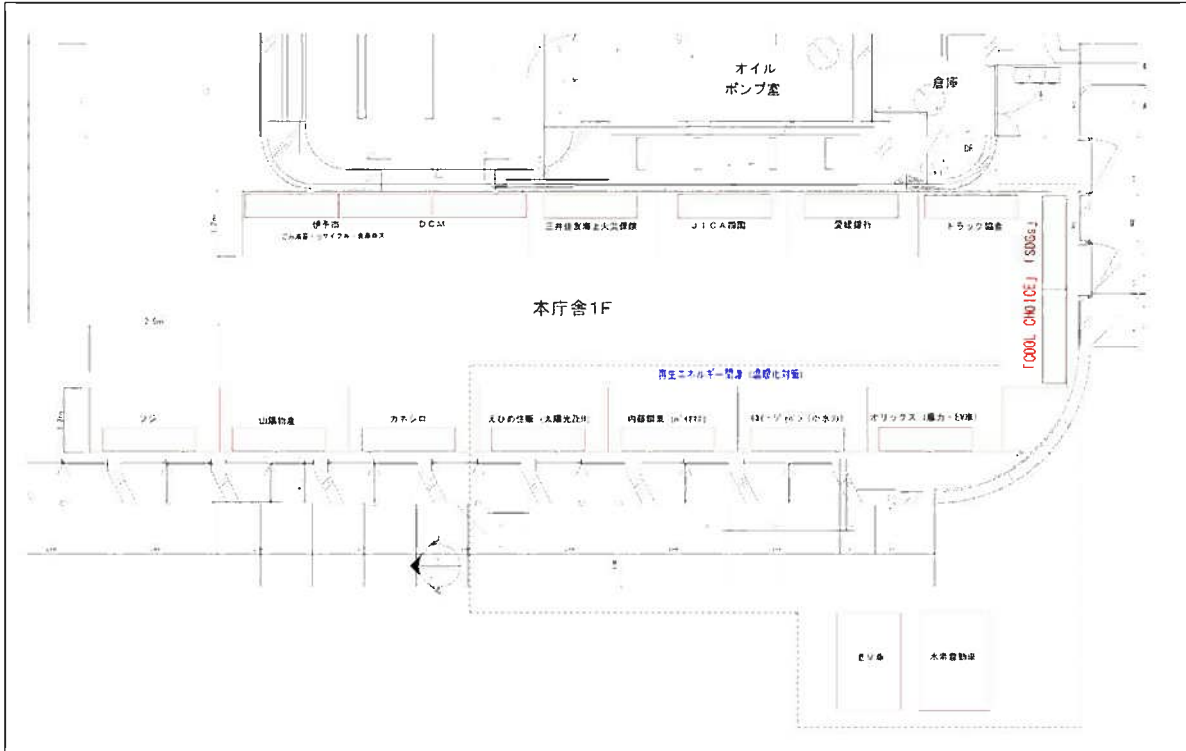
3. 出展団体

会場内では、下記12団体に参加していただき、SDGsや再生可能エネルギーなど環境問題全般の推進を行った。

番号	参加予定企業・団体	内容
1	株式会社フジ	エコに関するリサイクル商品
2	株式会社カネシロ	古紙・3Rに関する展示
3	DCM株式会社	環境配慮製品の展示 ゴミ処理容器・エコ商品
4	山陽物産株式会社	お米ハブラシ・ヘアブラシ バイオマスの製造工程
5	有限会社内藤鋼業	木質バイオマス発電に関する展示
6	三井住友海上火災保険株式会社	パンフレット・ポスターを中心とした 各取組みを紹介
7	JICA四国 国際協力機構(JICA)	愛媛県出身隊員の活動報告
8	えひめ住販	太陽光発電に関するパネル展示
9	オリックス自動車株式会社	電気自動車(EV)
10	一般社団法人愛媛県トラック協会	エコに関する展示・トラック排ガス規制
11	株式会社愛媛銀行	展示パネル(A1サイズ6枚) SDGs啓発用パンフレット 「SDGs経営立ち上げ支援サービス」
12	キカイ・ジャパン合同会社	小水力発電に関するパネル展

4. 会場図面、各コーナー・ブース

■本庁舎展示



<本庁舎展示>



本庁舎 正面



伊予市 食品ロス



伊予市 DCM株式会社



伊予市 DCM株式会社



株式会社愛媛銀行



国際協力機構 JICA 四国



愛媛県トラック協会



三井住友海上火災保険株式会社



環境省 クールチョイス



オリックス自動車株式会社



キカイ・ジャパン合同会社 (小水力発電)



有限会社内藤鋼業 (バイオマス発電)



えひめ住販 (太陽光発電)



株式会社カネシロ



山陽物産株式会社



株式会社フジ

電気自動車展示・試乗

【事業番号】 2260

ごみ処理事業

- 資料 1 R3_一般廃棄物処理実施計画
- 資料 2 R3_一般廃棄物処理量の推移
- 資料 3 まつやまブロックごみ処理広域化基本構想【概要版】
- 資料 4 不法投棄事例
- 資料 5 広報いよし（2021年12月号 抜粋）

令和 3 年度一般廃棄物処理実施計画

- 1 処理計画区域
伊予市全域
- 2 処理する一般廃棄物の種類及び処理量の見込み
 - (1) 一般家庭から排出する一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ等）及び犬・猫等の死体
 - (2) 一般家庭から排出するし尿及び浄化槽汚泥
 - (3) 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物
 - (4) 処理量の見込み（別表 1）
- 3 一般廃棄物の排出抑制、資源化計画（具体策：別紙）
 - (1) 分別排出の徹底による資源化の促進
 - (2) ごみの排出抑制、資源化に対する意識の啓発
 - (3) ごみ減量化・資源化対策事業による減量化、資源化の促進
 - (4) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画作成等によるごみの減量、再利用の促進
- 4 排出方法及び種類別収集方法
 - (1) 家庭から排出する一般廃棄物（ごみ）
 - ア ごみ集積場所
 - (イ) 伊予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条の 2 第 1 項に規定するごみ集積所は、伊予市ごみ集積場所要綱で定めるところにより、市長が家庭系一般廃棄物を収集することが可能であると確認した場所とする。
 - (ロ) 市長は、ごみ集積場所の現地において、看板の設置その他の方法により、その場所がごみ集積場所であることを表示するものとする。ただし、対象が可燃ごみ集積場所である場合、表示が困難である場合又は、表示の必要がない場合は、この限りでない。
 - (ハ) 市長は、ごみ集積場所の位置を地図上に明示し、一般に閲覧に供するものとする。
 - (ニ) (イ) から (ハ) までに定めるもののほか、各ごみ集積場所を確認するための手続、その表示方法、その他ごみ集積場所に関し必要な事項は、伊予市ごみ集積場所要綱において定める。
 - イ 分別種類等
ごみを出すに当たっては、別表 1 のとおり分別し、決められた排出方法により市が決めている曜日と時間を守って、ごみ集積場所へ排出する。
ただし、粗大ごみについては、戸別収集とする。なお、日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）は可燃・不燃ごみとも収集を休みとする。
また、ごみ集積場所を利用する者は、当該場所の管理者が定める決まりを守り、ごみ置場を清掃するなど清潔に保つように努める。

ウ 委託業者

一般廃棄物収集運搬委託業者	一般廃棄物の種類	委託区域
伊予市宮下1200番地1 「株式会社エコプロジェクト」 代表取締役：西原 哲	可燃ごみ・プラスチック製容器包装・紙類・布類	伊予第1地域 〔南伊予地区〕 〈八倉、宮下、上野、上三谷、下三谷及び上吾川の一部（白水除く）〉
伊予市宮下1255番地1 「エコカンパニー」 代表者：光芳 文美恵		伊予第2地域 〈灘町、湊町、米湊の一部（仲ノ町）及び下吾川の一部（鳥ノ木、南新川及び北新川）〉
伊予市森甲825番地1 「有限会社伊予環境サービス」 代表取締役：岩岡 太		伊予第3地域 〈米湊の一部（仲ノ町除く）、上吾川の一部（白水）、下吾川の一部（鳥ノ木除く、東新川、池田及び本村）〉
伊予市宮下1255番地1 「エコカンパニー」 代表者：光芳 文美恵		伊予第4地域 〔北山崎・南山崎地区〕
伊予市森856番地1 「有限会社伊予開発」 代表取締役：岩岡 一平	びん類・かん類・ペットボトル・有害ごみ・燃えないその他ごみ	伊予地域全域
伊予市森856番地1 「有限会社伊予開発」 代表取締役：岩岡 一平	可燃ごみ・プラスチック製容器包装・紙類・布類・びん類・かん類・ペットボトル・有害ごみ・燃えないその他ごみ	中山地域全域
伊予市双海町 上灘甲5722番地4 「株式会社双海」 代表取締役：大野 栄子	可燃ごみ・プラスチック製容器包装・紙類・布類・びん類・かん類・ペットボトル・有害ごみ・燃えないその他ごみ	双海地域全域
伊予市双海町 上灘甲5722番地4 「株式会社双海」 代表取締役：大野 栄子	粗大ごみ	伊予地域 〔郡中地区〕
伊予市宮下1280番地1 「株式会社中予開発」 代表取締役：西原 政廣		伊予地域 〔南伊予・北山崎・南山崎地区〕
伊予市宮下1797番地1 「株式会社HIJIRI」 代表取締役：熊野栄司		中山地域・双海地域全域

※ 種類別収集方法は別表2のとおりとする。

(2) 犬、猫等の死体

民間の霊園に依頼、伊予地区清掃センターへの持ち込み、庭に埋める（衛生上支障のない範囲）などの自己処理を行う。または、状況により市が有料にて処理する。

(3) し尿及び浄化槽汚泥

ア し尿・浄化槽汚泥

一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥）許可業者が収集する。

イ 許可業者

一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥）許可業者		許可区域
「有限会社伊予環境保全」 代表者：松下 太	住所：伊予市稲荷 7 3 1 番地 1	伊予地域全域
「大山衛生社」 代表者：大山マチ子	住所：伊予市中山町佐礼谷第 2 号 2 0 1 番地 2	中山地域全域
「松下衛生社」 代表者：松下 好秋	住所：伊予市双海町串甲 2 8 7 6 番 地 1	双海地域全域

(4) 浄化槽清掃許可業者

し尿・浄化槽汚泥許可業者に同じ。

(5) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物

分別の徹底及び減量化、資源化を図り事業者が自ら処理するほか、自ら処理できない場合には、一般廃棄物処理業許可業者が事業者の申込みにより、その都度収集する。

伊予地区清掃センターに搬入する事業系一般廃棄物（可燃ごみ）は、ごみ袋で搬入する際には、無色透明袋を使用すること。

但し、これにかかる費用は事業者が負担する。

(6) 一時大量ごみ

引越し、大掃除等で一日の排出量が 2 0 kg を超えるごみは、再利用、減量化を図るほか、排出者が自ら処理できない場合は、一般廃棄物処理業許可業者が排出者の申込みにより、その都度収集する。但し、これにかかる費用は排出者が負担する。

(7) 排出禁止物

ア 産業廃棄物

建築建設廃材、農業用ビニール等

イ 危険性のあるもの

バッテリー、ガスボンベ類、廃油、塗料、シンナー、農薬、毒薬、劇薬、医療用廃棄物（在宅医療用補液パック類・脱脂綿・ガーゼ類・紙おむつ・残薬を除く）等

ウ 容積・重量が著しく大きく大人 1 人で収集できないもの

ピアノ、電気温水器、大型家具、風呂のボイラー、流し台、リヤカー、大型金属塊等

エ 有害性のあるもの

毒劇物、溶剤等

オ 処理困難物

タイヤ等

カ 他の法令等で排出処理が指定されているもの

テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、自動車（部品も含む）、バイク（部品も含む）、消火器

5 処分の方法

- (1) し尿及び浄化槽汚泥
伊予市松前町共立衛生組合及び大洲・喜多衛生事務組合において処分する。
- (2) 可燃ごみ
伊予地区ごみ処理施設管理組合において焼却処分する。
- (3) プラスチック製容器包装、缶類、ビン類、ペットボトル、燃えないその他ごみ、布類、紙類、粗大ごみ等は、有限会社伊予開発が選別、整理し資源化を図る。
- (4) 有害ごみ
乾電池・蛍光灯は、株式会社ジェイ・リライツが選別、整理し資源化を図る。その他の有害ごみは、オオノ開発株式会社において最終処分する。
- (5) 埋立ごみ
オオノ開発株式会社において最終処分する。
- (6) 廃食用油
株式会社ダイキアクシスにおいて資源（BDF）化を図る。

6 一般廃棄物処理業許可業者について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の一般廃棄物の収集及び運搬を業として行う者について次のとおり定め、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保するものである。

- (1) 一般廃棄物処理業許可業者は、一般廃棄物を市の指示する種類ごとに分別して収集運搬を行わなければならない。
- (2) 一般廃棄物処理業許可業者は、伊予市以外で発生した一般廃棄物を伊予市内に運搬してはならない。ただし、事前協議による確認があるものは除く。
- (3) 一般廃棄物処理業許可業者は、一般廃棄物の保管及び積み替えを行ってはならない。
- (4) 一般廃棄物処理業許可業者は、事業計画を作成し、該当事業計画が一般廃棄物処理計画に適合していることについて、市長の確認を受けなければならない。事業の範囲を変更するときも同様とする。
- (5) 事業計画が一般廃棄物処理計画に適合しない場合は、許可しないものとする。
- (6) 事業の全部若しくは一部を廃止する場合は、市長に報告しなければならない。
- (7) 一般廃棄物処理業許可業者（別表4）

7 一般廃棄物処分業者について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の一般廃棄物の処分を業として行う者については、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保するものである。

(別表1)

令和3年度における一般廃棄物の処理量の見込み

一般廃棄物の種類 (ごみ収集)		排出方法	見込み量 (t)
燃えるごみ	家庭系	指定有料ごみ袋/45ℓ以下 木類は50cm程度に寸断し、ひもで固く縛る	5,385
	事業系	-----	3,494
びん類		無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下	186
布類		無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下	60
かん類		無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下	70
ペットボトル		無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下	100
プラスチック製容器包装		無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下	271
紙類	市収集	ひもで十文字に固く縛る 拠点回収：紙ンダハウスに持込み	415
	団体収集	-----	350
有害ごみ		無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下	7
小型家電		無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下 拠点回収：専用ボックスに持込み	73
燃えないその他ごみ		無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下	383
粗大ごみ		そのまま又はひもで固く縛る 申込み個別収集：5点/回	137
廃食用油		拠点回収：専用ボックスに持込み	1

一般廃棄物の種類 (し尿関係)	見込み量 (kℓ)
し尿	2,300
浄化槽汚泥	10,000

(別表2)
種類別収集方法

一般廃棄物の種類 (ごみ収集)	具体例	排出場所	排出時間	収集曜日
燃えるごみ	生ごみ、木類、プラスチック類等	燃えるごみ集積場所	収集当日の 8時30分 までに	別表3 地名別収集曜日一覧表
びん類	飲料用・食品用のびん等	燃えないごみ集積場所		
布類	衣服、毛布、シーツ等	燃えないごみ集積場所		
かん類	アルミ缶、スチール缶など食用品かん類	燃えないごみ集積場所		
ペットボトル	リサイクルマークの食品用ペットボトル	燃えないごみ集積場所		
紙類	新聞紙、雑誌、段ボール類、紙パック類	燃えないごみ集積場所		
有害ごみ	乾電池、水銀体温計、蛍光灯、	燃えないごみ集積場所		
燃えないその他ごみ	陶磁器類、金属類、硬化プラスチック類、小型家電製品、ガラス類、スプレー缶等	燃えないごみ集積場所		
プラスチック製容器包装	ボトル類、カップ・パック類、トレイ類、ラベル・フィルム類、キャップ類等	燃えるごみ集積場所		
粗大ごみ	電気・ガス・石油器具類、生活雑貨・家具・寝具類、乗り物・遊具類、スポーツ用品類等	戸別		

(別表3)

地名別収集曜日一覧表

伊予地域

番号	地名	燃えるごみ	びん類	布類	かん類	紙類	ペットボトル・ 箱詰め・燃え ないその他ごみ	プラスチック 製容器包装	粗大 ごみ
1	灘町	月・金	第1水	第2水	第2・4水	第4水	第3・5水	水	年6回 戸別収 集 (申込 ハガキ 利用)
2	米湊	月・金	第1水	第2水	第2・4水	第4水	第3・5水	水	
3	鳥ノ木	月・金	第1火	第2火	第2・4火	第4火	第3・5火	水	
4	上吾川(緑)	月・金	第1水	第2水	第2・4水	第4水	第3・5水	水	
5	南山崎地区	月・金	第1火	第2火	第2・4火	第4火	第3・5火	水	
6	北山崎地区	月・金	第1土	第2土	第2・4土	第4土	第3・5土	水	
7	湊町	火・土	第1木	第2木	第2・4木	第4木	第3・5木	木	
8	白水	火・土	第1木	第2木	第2・4木	第4木	第3・5木	木	
9	下吾川(緑)	火・土	第1木	第2木	第2・4木	第4木	第3・5木	木	
10	南伊予地区	火・土	第1金	第2金	第2・4金	第4金	第3・5金	木	

※令和4年1月4日は、番号1・2・3・4・5・6の地名の燃えるごみを収集

※令和4年1月8日は、番号6の地名のびん類を収集

中山地域

番号	地名	燃えるごみ	びん類 箱詰め・燃え ないその他ごみ	布類	紙類	ペットボトル	プラスチック 製容器包装	粗大 ごみ
1	上長沢	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	年6回 戸別収 集 (申込 ハガキ 利用)
2	下長沢	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
3	長沢団地	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
4	榎峠	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
5	竹之内	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
6	日浦	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
7	影浦	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
8	障子ヶ谷	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
9	坪之内	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
10	村中	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
11	山口	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
12	中替地	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
13	柿谷	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
14	安別当	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
15	梅之木	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
16	源氏	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
17	赤海	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
18	犬寄	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
19	泉町一	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
20	泉町二	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
21	泉町三	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
22	泉町四	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
23	福元	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
24	高岡	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
25	柚之木	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
26	重藤	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
27	永木	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	

28	福住	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木
29	梅原	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木
30	平村	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木
31	添賀	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木
32	豊岡一	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
33	豊岡二	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
34	東町	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
35	門前	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
36	坪井	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
37	小池	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
38	大矢	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
39	野中	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
40	影之浦	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
41	栃谷	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
42	日南登	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
43	漆	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
44	福岡	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
45	平沢	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
46	栗田二	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
47	栗田三	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金

※令和3年12月30日は、1から18のペットボトル・布類、32から47の地名のプラスチック製容器包装を収集

双海地域

番号	地名	燃えるごみ	燃えるごみ・資源物	布類	紙類	ペットボトル	プラスチック製容器包装	粗大ごみ
1	粒野	月・金	第4火	第2土	第2土	第4金	水	年6回 戸別収集 (申込 ハガキ 利用)
2	犬寄	月・金	第4火	第2土	第2土	第4金	水	
3	高見	月・金	第4火	第2土	第2土	第4金	水	
4	東峰	月・金	第4火	第2土	第2土	第4金	水	
5	両谷	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
6	久保	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
7	三島	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
8	岡	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
9	日尾野	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
10	大栄	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
11	奥大栄	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
12	灘町	月・金	第3水	第2土	第2土	第4金	水	
13	小網	月・金	第3木	第2土	第2土	第4金	水	
14	城ノ下	月・金	第3木	第2土	第2土	第4金	水	
15	高野川	月・金	第3木	第2土	第2土	第4金	水	
16	本郷	火・土	第4木	第1土	第1土	第3金	木	
17	塩屋	火・土	第4木	第1土	第1土	第3金	木	
18	唐崎	火・土	第4木	第1土	第1土	第3金	木	
19	下灘地区 (上浜・下浜を除く)	火・土	第2水	第1土	第1土	第3金	木	
20	上浜・下浜	火・土	第2木	第1土	第1土	第3金	木	

※令和4年1月4日は、番号1から15の地名の燃えるごみを収集

(別表4)

一般廃棄物処理業許可業者一覧表

令和3年4月1日現在

名 称	住 所	電話番号
株式会社影岡	伊予市両澤甲45番地3	089-995-8128
岡井産業	伊予市大平乙215番地11	089-983-0250
有限会社伊予環境サービス	伊予市森甲825番地1	089-983-0358
有限会社伊予開発	伊予市森856番地1	089-983-3325
有限会社松下造園	伊予市森甲1102番地	089-983-1895
有限会社伊予環境保全	伊予市稲荷731番地1	089-982-2587
公益社団法人伊予市シルバー人材センター	伊予市灘町363番地	089-946-7377
株式会社伊予ブルドーザー建設	伊予市下吾川947番地の1	089-982-0111
有限会社横山商店	伊予市下吾川1395番地1	089-982-0668
平岡商店	伊予市下吾川1568番地1の2	089-982-1582
渡邊建設株式会社	伊予市上野1445番地	089-982-1373
株式会社エコプロジェクト	伊予市宮下1200番地1	089-946-7077
エコカンパニー	伊予市宮下1255番地1	089-989-7771
株式会社中予開発	伊予市宮下1280番地1	089-983-2780
株式会社H I J I R I	伊予市宮下1797番地1	089-987-1123
株式会社双海	伊予市双海町上灘甲5722番地4	089-986-0045
愛媛リサイクル産業	伊予市双海町高岸甲959番地6	089-986-0802
松前公益商會有限会社	伊予郡松前町大字北川原1083番地	089-984-9845
緑再生株式会社	伊予郡砥部町高尾田1137番地4	089-989-5663
岸化学油脂株式会社	東温市西岡甲32番地2	089-968-6410
株式会社西村商事	松山市三番町一丁目11番地3	089-946-4222
株式会社游亀	松山市南江戸二丁目660番地1	089-946-3040
株式会社みずほ工業	松山市平和通六丁目3番地4	089-984-9125
資源リサイクル工業株式会社	松山市東野一丁目10番7号	089-977-6883
西原資源株式会社	松山市市坪北一丁目16番13号	089-905-7810
愛媛故繊維再生株式会社	松山市日の出町10番55号	089-943-0443
エコフィスジャパン株式会社	松山市小坂四丁目6番42号	089-915-1708
株式会社たかだ引越センター	松山市水尾町1238番地1	089-975-3333
株式会社カネシロ	松山市空港通五丁目7番2号	089-973-2480
オオノ開発株式会社	松山市北梅本町甲184番地	089-976-1234
四建環境株式会社	松山市来住町1309番地2	089-958-4501
株式会社長崎商事	松山市来住町1482番地1	089-956-1711
有限会社アーク開発	松山市南高井町876番地	089-976-6363
有限会社ワタナベクリーン	松山市森松町820番地	089-983-0898
株式会社松山環境サービス	松山市小村町25番地1	089-963-4138
有限会社エコハイランド	松山市平田町10番地	089-978-2580
旭東商事株式会社	松山市平田町11番地1	089-989-3750
株式会社ロイヤルアイゼン	松山市東長戸一丁目3番22号	089-924-8583
有限会社イー・エー・エス・イー	松山市久万ノ台948番地1	089-927-7283
古川資源リサイクル株式会社	松山市北吉田町1028番地4	089-965-1160
株式会社トラッシュソリューションズ	松山市南吉田町2510番地1	089-971-1936
有限会社遠藤商事	松山市南吉田町2570番地1	089-972-5566
有限会社モリ産	松山市福角町甲628番地1	089-979-5225
東洋容器有限会社	松山市福角町甲1078番地1	089-922-1175
ホームサポート有限会社	松山市北条辻1162番地1	089-993-0088
株式会社パブリック	松山市南吉田町2369番地1 (松山営業所)	089-974-9450

(別紙)

一般廃棄物の排出抑制、資源化計画の具体策

- ① ごみの減量及び再利用に関する市民及び事業者に対する情報提供及び啓発。
- ② 事業系一般廃棄物の減量化及び再資源化を進めるため、排出事業者に対する効果的な啓発・指導方法を検討し、実施する。
- ③ 燃やすごみの約4割を占める食品廃棄物を削減するため、食品ロス削減に関する啓発を、事業者と連携して全市的に実施していく。
- ④ 粗大ごみの収集の申請手続きを電子化し、インターネットを通じた申込みを可能とするシステムの構築を検討する。
- ⑤ ごみの排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保と排出の抑制を図るため、粗大ごみの有料化を検討する。
- ⑥ 不法投棄防止に向けて、啓発看板・(投棄防止ネット)・監視カメラなどを設置するとともに、投棄物の回収については、警察、市、地域と連携を図りながら早期回収を行う。
- ⑦ 持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域を対象とするなど市民に対し環境教育を行い、次の世代に向けた環境にやさしい社会づくりを行っていく。
- ⑧ ごみの排出利便性を高めるため、部屋からの運び出しが困難な65歳以上の高齢者と障がいのある方向けに玄関先までごみを取りに伺う収集を検討する。
- ⑨ ごみ処理広域化の取組を推進するため、収集ルート、収集費用の見直しを検討する。
- ⑩ 外国人居住者が増加する中、生活環境への配慮など、ごみ出しのルールやマナーを案内するための周知、啓発手法を検討する。
- ⑪ 家電4品目などリサイクル可能な廃棄物を引き取ることについて、市・事業者・関係団体との連携を検討する。

R3 一般廃棄物処理量の推移

家庭系ごみ

(t)

項目		R1	R2	R3	前年比
(家庭系) 燃えるごみ	収集	5,500	5,315	5,223	-1.73%
	持込	412	404	372	-7.92%
プラスチック製容器包装		351	362	363	0.28%
紙類		416	403	339	-15.88%
かん類		132	129	125	-3.10%
びん類		223	223	212	-4.93%
布類		68	72	62	-13.89%
ペットボトル		103	106	109	2.83%
有害ごみ		7	8	8	0.00%
燃えないその他ごみ		483	530	478	-9.81%
粗大ごみ		142	156	155	-0.64%
廃食用油(拠点回収)		1	1	1	0.00%
①合計		7,838	7,709	7,447	-3.40%

事業系ごみ

(t)

項目		R1	R2	R3	前年比
(事業系) 燃えるごみ	許可業者収集	2,748	2,561	2,538	-0.01
	持込	536	361	501	0.39
②合計		3,284	2,922	3,039	0.04

資源化

(t)

項目		R1	R2	R3	前年比
プラスチック製容器包装		285	278	285	2.52%
紙類		416	403	339	-15.88%
金属(かん類等)		78	49	54	10.20%
ガラス(びん類等)		189	146	162	10.96%
布類		68	72	62	-13.89%
ペットボトル		104	102	104	1.96%
有害ごみ(蛍光灯・電池)		10	12	11	-8.33%
小型廃家電(その他ごみ・粗大ごみ)		66	79	78	-1.27%
バイオディーゼル燃料(廃食用油)		1	1	1	0.00%
③合計		1,217	1,142	1,096	-4.03%
資源化率(③/①)		15.5%	14.8%	14.7%	-0.65%

松山ブロックごみ処理広域化基本構想 【概要版】

令和4年3月

松山ブロックごみ処理広域化検討協議会

目次

1	基本構想策定の趣旨-----	1
	(1) これまでの経緯と策定の目的	
	(2) 対象地域	
2	ごみ処理の実態と将来推計-----	2
	(1) 各市町のごみ処理施設の状況	
	(2) ごみ排出量の実態と将来推計	
3	広域処理の検討に係る基本的な考え方-----	3
	(1) 広域処理の必要性	
	(2) 広域処理の検討に係る基本的な考え方	
4	広域処理の体制-----	4
	(1) 対象ごみ	
	(2) 対象工程	
	(3) 施設規模	
	(4) 中継施設	
	(5) ごみ処理の有料化	
	(6) 新施設稼働開始までの過渡期の対応	
	(7) 災害対応	
5	広域処理の効果-----	6
6	広域処理する場合の施設整備の方向性-----	6
	(1) 建設予定地	
	(2) 整備方法	
	(3) ごみ処理方式	
7	事業計画の検討-----	7
	(1) 事業方式	
	(2) 新設と松山市南クリーンセンター延命化の事業費比較	
8	組織体制と費用負担-----	7
9	事業スケジュール-----	7

1 基本構想策定の趣旨

(1) これまでの経緯と策定の目的

国は、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を發出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県に対して広域化計画を策定することを求めるなど、ごみ処理の広域化を推進しました。

また、同通知の發出から20年以上が経過した平成31年には、廃棄物処理に係る担い手不足のほか、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域の廃棄物処理の非効率化など、我が国のごみ処理を取り巻く状況が大きく変化したことを受け、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号）を發出しました。

さらに、令和2年6月には、自治体に向け、広域化・集約化の検討を進める上で参考となる情報を整理した手引きを策定し、改めて、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推し進めています。

愛媛県では、平成10年に「愛媛県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内市町村のごみ処理の広域化を推進してきました。この計画の中で、松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町の3市3町は「松山ブロック」として位置付けられています。現在は、県内の持続可能なごみの適正処理を確保できる体制を構築するため、新たな広域化計画の策定作業が進められているところです。

このような状況の中、松山ブロックの3市3町は、令和2年9月に「松山ブロックごみ処理広域化検討協議会」を立ち上げ、愛媛県をオブザーバーとして、松山ブロックのごみ処理広域化・集約化を具体的に検討していくこととなりました。

松山ブロックごみ処理広域化基本構想（以下「本構想」という。）では、松山ブロックに属する各市町の現状や課題を把握するとともに、広域処理の検討を進めるための基本的事項を整理します。

今後は、本構想を基に、住民の意見などを伺いながら、松山ブロックごみ処理広域化検討協議会で議論を重ね、広域処理の可否や、広域処理する場合の処理体制、ごみ処理方式などを決定していくこととなります。

(2) 対象地域

本構想では、松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町の3市3町を対象に、広域処理の検討を行います。

2 ごみ処理の実態と将来推計

(1) 各市町のごみ処理施設の状況

可燃ごみ処理施設にあっては、松山市西クリーンセンターを除く4施設の老朽化が進行しています。また、粗大ごみ処理施設は、松山市のみが保有しています。

表 2-1 可燃ごみ処理施設の概要

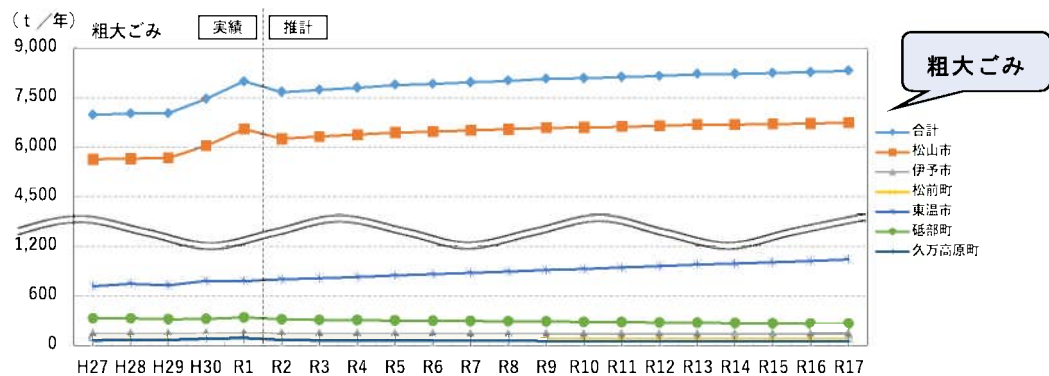
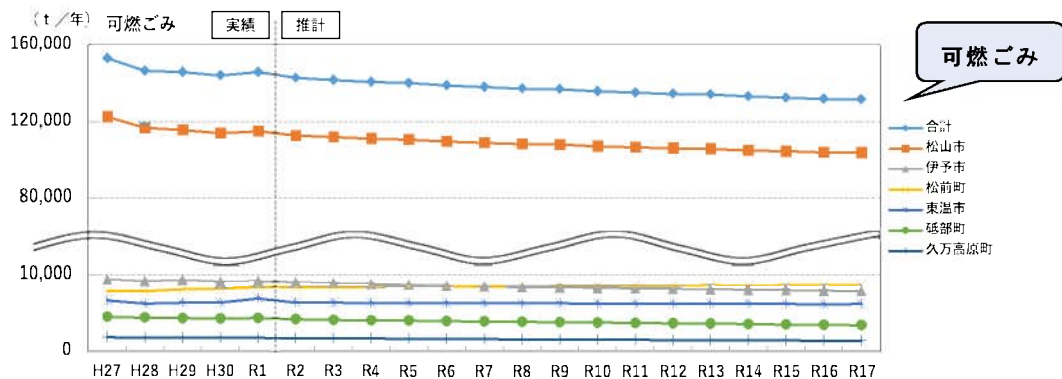
名称	保有市町	竣工年月	処理能力	敷地面積	備考
松山市 南クリーンセンター	松山市	平成6年3月	300 t / 日 (100 t / 日 × 3 炉)	28,666 m ²	場外温水供給 自家発電 (1,950kW)
松山市 西クリーンセンター		平成25年12月	420 t / 日 (140 t / 日 × 3 炉)	27,160 m ²	発電能力 (6,600kW)
伊予地区 清掃センター	伊予地区ごみ処理 施設管理組合	昭和52年3月	80 t / 日 (40 t / 16h × 2 炉)	11,996 m ²	
東温市 クリーンセンター	東温市	平成9年3月	22 t / 日 (8h) (11 t × 2 炉)	3,390 m ²	令和4年3月 稼働停止予定
砥部町 美化センター	砥部町	平成14年2月	23 t / 日 (8h)	6,225m ²	固形燃料化施設 休止中

表 2-2 粗大ごみ処理施設の概要

名称	保有市町	竣工年月	処理能力	備考
松山市 南クリーンセンター	松山市	平成6年3月	せん断式：10 t / 5h 回転式：80 t / 5h	(可燃性粗大) せん断式 (不燃性粗大) 回転式
松山市 西クリーンセンター		平成25年12月	1 t / 5h	可燃性粗大ごみのみ処理可能

(2) ごみ排出量の実態と将来推計

可燃・不燃・資源ごみは減少傾向、粗大ごみは増加傾向で推移する見込みです。



3 広域処理の検討に係る基本的な考え方

(1) 広域処理の必要性

廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）では、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」と述べられています。

松山ブロックでは、施設の老朽化が進行しており、更新が喫緊の課題となっています。また、今後、人口減少に加えてごみの排出量の減少も見込まれるほか、脱炭素に向けた取組の推進も迫られる中、資源化率、エネルギーの回収・利活用及びごみ処理事業経費等の観点で効率化を図るとともに、廃棄物処理に係る担い手を確保し、技術を継承していくためにも、広域処理の検討を進める必要があります。

(2) 広域処理の検討に係る基本的な考え方

国、県の方針や各市町のごみ処理に関する理念等を踏まえ広域処理の検討に係る基本的な考え方を設定します。

1：持続可能な適正処理の確保

地球温暖化や人口減少などの社会的な課題に対応しつつ、経済性も重視するなど、将来にわたって安定的なごみ処理体制を構築することを目指します。

2：脱炭素に向けた取組の推進

ごみ処理システム全体で、エネルギー消費量の低減を図るなど、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

3：安全・安心の確保

法令等に従ってごみを適正かつ安全に処理するほか、災害時等であってもごみ処理を継続できる施設とするなど、生活環境を保全し、誰もが安心できるごみ処理体制の構築を目指します。

4：新たな価値の創出

処理施設にエネルギー供給拠点、環境学習拠点等の機能を付加することで、地域の魅力向上や課題解決に資することを目指します。

4 広域処理の体制

(1) 対象ごみ

各市町の可燃ごみ処理施設は、老朽化が進行しています。単独での施設更新は、ごみ処理行政の非効率化が懸念されるほか、財政面で更新コストの負担が増大するため、可燃ごみを広域処理の対象として検討することで、各市町が抱える課題の同時解決を図ります。

粗大ごみは、処理に伴い多くの可燃性残さが発生するため、可燃ごみと一体的に処理することが効率的です。したがって、粗大ごみも広域処理の対象と想定して検討を進めます。

(2) 対象工程

収集・運搬については、地域コミュニティと密接な住民サービスとして、独自の体制を構築している市町もあることから、広域処理の対象工程に含めないこととします。

中間処理については、各市町の可燃ごみ処理施設が老朽化しており、施設の更新は喫緊の課題であることなどから、広域処理の対象工程と想定して検討を進めます。

また、広域処理施設での中間処理に伴い生じる残さ物の最終処分についても、一体的に実施することが効率的であるため、広域処理の対象工程と想定して検討を進めます。

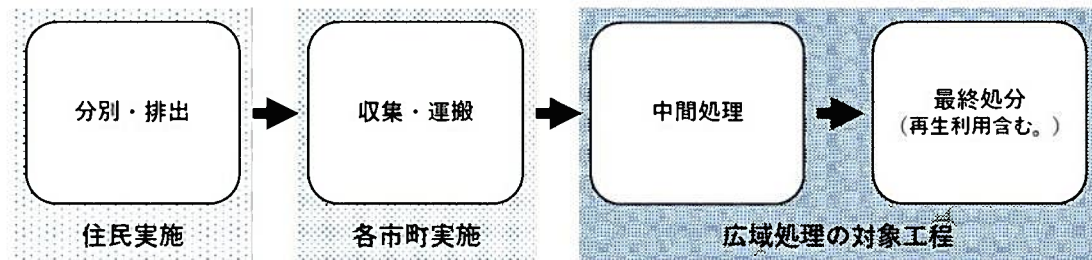


図 4-1 広域処理の対象工程

(3) 施設規模

新施設の規模は、国の通知等を参考に、次式より算定します。可燃ごみ処理施設は 160～210 t/日、粗大ごみ処理施設は 35～46 t/日と想定して検討を進めます。

● 施設規模 (t/日) = 計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率

• 計画年間日平均処理量 (t/日) = 計画年間処理量 (t) ÷ 365 (日)

計画年間処理量は、「計画目標年次の年間処理対象量」と「災害廃棄物の処理対象量」の合計値とする。ただし、可燃ごみ処理施設にあつては、新施設の稼働開始後も運転を続ける「松山市西クリーンセンターの年間処理量」を控除した値とする。

• 実稼働率 = (365 日 - 年間停止日数) ÷ 365 日

年間停止日数は、可燃ごみ処理施設にあつては 85 日、粗大ごみ処理施設にあつては 85～135 日とする。

• 調整稼働率 = 0.96

施設が正常に運転される予定の日に、故障の修理や、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数

(4) 中継施設

広域処理する場合、処理施設までの輸送距離が長くなるため、収集運搬に伴う経費やCO₂排出量が増大するほか、住民や事業者が直接ごみを持ち込む際の利便性が低下します。さらに、手数料額は市町ごとに異なるため、料金徴収事務が煩雑になります。このような課題に対しては、中継施設を設け、ごみの積替えを行ったり、直接搬入を受け入れたりすることが有効です。そこで、松山ブロックでは、様々な課題に対応するため、広域処理施設の立地自治体以外の市町での中継施設設置の検討を進めます。

(5) ごみ処理の有料化

有料化の導入に際して明確にすべきとされている目的や効果は、市町ごとに異なります。そのため、有料化の導入時期や料金設定等は、各市町がそれぞれの事情に応じて個別に判断するのが望ましいと考えられます。

(6) 新施設稼働開始までの過渡期の対応

ごみ減量の推進により焼却処理量が処理能力を下回っている松山市の可燃ごみ処理施設は、新施設が稼働するまでの間、他市町のごみを安定的に処理できる可能性があります。民間処理業者のほか、松山市への委託も含め、過渡期の対応を検討する必要があります。

一方で、粗大ごみについては、既存施設に現在より多くの粗大ごみが投入されると、安定稼働に支障を来すおそれがあるため、引き続き各市町が個別に対応することが望ましいと考えられます。

(7) 災害対応

災害廃棄物のうち、平常時に処理することとした可燃ごみ及び粗大ごみや、これらと同等の性状を有するものは、広域処理施設で処理することが可能です。

ただし、災害の規模によっては、広域処理施設の受入能力が不足し、混乱が生じるおそれがあるため、平常時から各市町合同で災害対応訓練を行うなどして連携の強化を図りつつ、災害時の受入体制を検討しておく必要があります。

表 4-1 広域処理の基本的な処理体制（まとめ）

項目	設定内容
(1) 対象ごみ	「可燃ごみ」及び「粗大ごみ」
(2) 対象工程	「中間処理」及び「中間処理に伴い生じる残さ物の最終処分」
(3) 施設規模	(可燃ごみ処理施設) 160～210 t / 日 (粗大ごみ処理施設) 35～46 t / 日
(4) 中継施設	広域処理施設の立地自治体以外の市町で中継施設設置の検討
(5) ごみ処理の有料化	各市町が個別に判断
(6) 過渡期の対応	(可燃ごみ) 民間処理業者のほか、松山市への委託も含め、対応を検討 (粗大ごみ) 各市町が個別に対応
(7) 災害対応	「可燃ごみ」及び「粗大ごみ」や、これらと同等の性状を有する災害廃棄物は、広域処理施設で受け入れる。

5 広域処理の効果

広域処理する場合と各市町が個別に処理する場合で比較したところ、広域処理の方が優位との結果となりました。松山ブロックでは、広域処理を行うことが望ましいと言えます。

表 5-1 広域処理と個別処理の比較¹

		広域処理	個別処理
環境性	ダイオキシン類排出量 [g-TEQ/年]	0.03	4.31
	広域処理の方が優位		
環境性	温室効果ガス排出量 ² [t-CO ₂ /年]	-4.310	4.174
	広域処理の方が優位		
経済性	収集運搬に係る事業費 [億円]	32	0
	個別処理の方が優位		
	中間処理に係る事業費 [億円]	425	553
広域処理の方が優位			
経済性	事業費総額 [億円]	457	553
	広域処理の方が優位		
災害等に対する強靭性		発電により防災拠点として機能	小規模のためごみ発電は困難
広域処理の方が優位			
総評		収集運搬費は個別処理の方が優位であるが、その他は、全ての観点で広域処理の方が優位。温室効果ガス排出量と収集運搬費及び総事業費は、松山市に処理施設を設置する場合が最も優位	

6 広域処理する場合の施設整備の方向性

(1) 建設予定地

処理施設の建設に要する敷地面積を計算し、これを満たす公有地の中から検討したところ、松山市南クリーンセンター以外の候補地は、土地の形状やインフラ整備状況、周囲の余熱利用環境等の観点から、建設地として適当でないと判断せざるを得ませんでした。

現時点では、松山市南クリーンセンターの敷地を建設予定地と想定して検討を進めます。

(2) 整備方法

建設予定地に設置されている松山市南クリーンセンターは、延命化工事によりコストの低減を図りながら、広域処理施設として引き続き利用できる可能性があります。施設の建屋のほか、焼却炉や発電設備など、全てを新たに整備する新設の場合と比較し、災害等に対する強靭性や事業費等を踏まえて総合的に判断して整備方法を決定する必要があります。

なお、施設整備に当たっては、安全・安心を確保するため、最新設備の導入により環境負荷を可能な限り低減するとともに、地域活性化に向け、既存の取組に加えて新たな価値を創出することなどを検討します。

(3) ごみ処理方式

可燃ごみの処理には、焼却のほか、堆肥化やガス化など様々な方式がありますが、他都市での採用実績や経済性等の観点から総合的に判断し、最も優位と考えられる「ストーカ式焼却炉」の採用を想定して検討を進めます。

¹ 広域処理、個別処理いずれにも共通するものは除外し、差分のみで比較したもの。

² ごみ発電による温室効果ガス削減効果が得られるため、正味の排出量は負数をとる。

7 事業計画の検討

(1) 事業方式

ごみ処理施設の運営には、施設整備や維持管理に多額の費用が必要となるため、効率的な事業運営が求められます。事業方式には、従来の公設公営のほか、PFI方式³、DBO方式⁴などの官民連携手法がありますが、国からの交付金の活用や地方債の充当などを総合的に勘案して有利となる可能性が高いDBO方式の採用を想定して検討を進めます。

(2) 新設と松山市南クリーンセンター延命化の比較

交付金や売電収入等の歳入も含めた正味のLCC（ライフサイクルコスト）を比較したところ、いずれも220億円程度となり、大きな差異は見られませんでした。今後は、浸水対策や渋滞対策の自由度など、それぞれの長所・短所を踏まえて総合的に判断し、施設の整備方法を検討する必要があります。

表 7-1 新設と松山市南クリーンセンター延命化のLCC比較（単位：億円）

項目	新設の場合	延命化の場合 ⁵
建設費	224	88
運営費 ⁶	194.2	212.4
交付金等 ⁷	-129.3	-63.8
売電収入	-16.1	-12.2
残存価値	-49.2	0
合計	223.6	224.4

※ 現時点で事業費を試算することが困難な浸水対策費や道路整備費は含んでいません。

8 組織体制と費用負担

広域処理を進める場合の組織体制の在り方としては、一部事務組合の設立や、特定の自治体への委託などの方法が考えられます。事業運営が長期にわたることを勘案すると、弾力的な組織運営が可能な体制とすることが望まれます。

また、各市町の費用負担の方法としては、人口割り、ごみ量割り、均等割り、これらを組み合わせた負担金を、ごみ処理を担う団体に支払うほか、各市町がごみ処理を担う自治体に委託料を支払う方法などがあります。

事務手続に要する期間や詳細な全体事業費などを踏まえて総合的に判断し、組織体制や費用負担の在り方を検討する必要があります。

9 事業スケジュール

新施設の稼働予定年度は、新設の場合で令和14年度、松山市南クリーンセンターを延命化する場合で令和11年度と想定して検討を進めます。ただし、合意形成に係る進捗等によっては変動する可能性もあるため、適宜見直しが必要です。

³ 建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

⁴ 民間に設計、建設、運営を一括して委ねる事業方式。資金調達も行政が行う。

⁵ 詳細版 8-10 頁の「大規模延命化」を指す。

⁶ 新施設稼働までの間の既存施設に係る運営費を含む。

⁷ 交付金のほか、起債償還額の交付税措置分を含む。

松山ブロックごみ処理広域化検討協議会

【事務局】

松山市 環境部 環境モデル都市推進課
〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 別館3階
TEL : (089)948-6434
FAX : (089)934-1861
Mail : kankyou-m@city.matsuyama.ehime.jp

【事例1】伊予市大平のケース

伊予市大平山中の休耕田を借り受け、個人等から廃品を引き取った後、有価物（売却可能なもの）を選別していたもので、これを相当程度放置した事案。後に、伊予市唐川山中の同様事例との関係が判明した。

土地所有者の意思、行為者との関係性、その他様々な事情や関係法令を総合的に判断し、愛媛県庁、愛媛県中予保健所、愛媛県警等関係機関と合同で行為者への指導を実施した。



不法投棄現場の様子



指導の様子



指導後の様子



撤去後（R4.3.15）の様子

不法投棄への対応事例

【事例2】伊予市宮下のケース

伊予市宮下の本谷池に、生活系のごみが大量に不法投棄された事案。投棄されたごみの中から投棄した個人を特定するものが出てきたため、伊予警察署に通報、行為者の特定ができたものの、投棄されたごみの回収に時間を要する（行為者及びその親族が応じない）こととなった。管理者である地元と協議し、農業用水でもあることから、地元と市で協力し、撤去、処分することとした。



不法投棄現場の様子



撤去作業の様子

集めたごみはどうなるの？

伊予市の燃えるごみ搬入量

年度	ごみの量(kg)
平成28年度	9,335,320
平成29年度	9,527,370
平成30年度	9,337,090
令和元年度	9,384,920
令和2年度	9,024,110

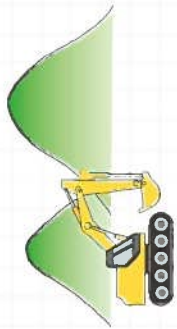
生活の中で、必ず出てしまうごみ。ステイホーム期間が続いて、生活様式が変わり、出てくる家庭ごみが変わり、人も多いのではないのでしょうか。また、年末年始は特にごみが出やすい時期でもあります。

集められたごみがどのように処理されているかを知って、ごみの分別・減量について今一度考えてみましょう。

ごみ処理の流れ

日常生活の中で多く出る「燃えるごみ」と「プラスチック製容器包装」の処理の流れを見てみましょう。

埋め立て



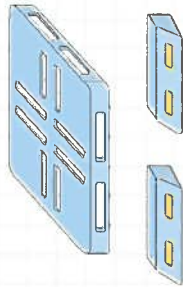
燃え残ったものは、無害化され、埋め立てられます。埋め立てる場所には限界があり、ごみの減量が求められています。

焼却



焼却時に、プラスチックなどが混ざっていると、高温になりすぎるとため焼却炉の損傷の原因になってしまいます。

リサイクル



駐車場の車止めや遊戯に使われるパレットなどの製品に加工されたり、化学製品を作る工場で原料に使われたりします。

圧縮・梱包



仕分けられたプラスチックはリサイクルしやすいように圧縮・梱包して、リサイクル業者へと送られます。

搬入



集めたごみは、集積場にそのまま投入されるので、異物が混ざっていても取り除くことができません。

仕分け



異物やリサイクルできないものが混ざっていないか、手作業で確認して取り除いています。

収集



業者が各地区を回り収集します。収集時に見つからなかった収集対象でない異物は、そのまま収集され、仕分けの手間や費用の増加、事故の原因になります。

出した人が責任を持って



分別ができていない、収集日が違うごみなどには、左の紙が貼られます。出した人が責任を持って分別し、出し直してください。

ごみの処分にかかる費用

令和2年度、伊予市と松前町のごみ処理費用は約260円、(中)30リットル分は約170円、(小)20リットル分は約120円と、ごみの処理には多くの費用が必要になります。

ごみの量を減らすために、一人一人が意識して取り組むことが大切です。

重大な事故につながることも

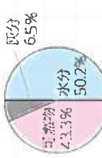
スプレー缶が混ざっていると、爆発が起これば集車や処理場の火災につながる可能性があります。



割れたビンや陶器は、収集する際に気が付かずに捨てる場合があります。必ず紙で包み「ワレモノ」と書いて出しましょう。

生ごみを減らそう

清掃センターで回収されるごみの約50%は水分です。特に生ごみは、約80%が水分なので、捨て方を工夫するだけで、ごみの量を減らすことができます。



伊予地区清掃センター
令和2年度ごみの成分

食品ロスを減らそう

必要な食材を必要なだけ買う

買い物に行く前に、冷蔵庫の中身などを確認し、買い物リストを作るなど、無駄な買い物を見直しましょう。



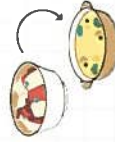
食材を使い切る

消費期限などを確認し、捨てちゃう食材をなくしましょう。また、皮ごと調理しておいしくごみを減らしましょう。



残った料理をアレンジ

食べ切れず残った料理は、アレンジして別の料理にすると飽きずに食べ切ることができず。



捨て方を工夫しよう

調理くずを濡らさない

三角コーナーは蛇口から離して設置し、皮をむいた後に食材を洗うなど、ごみを濡らさないようにしましょう。



捨てる前に水を切る

捨てる前に、水を切りましょう。ペットボトルの上側を使うと簡単です。天日干しするとより効果的です。



生ごみを肥料に

コンポストや生ごみ処理機を使ってみましょう。生ごみが減るだけでなく、肥料も作ることができます。



プラスチックごみを正しく分別しよう

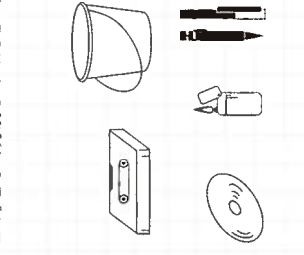
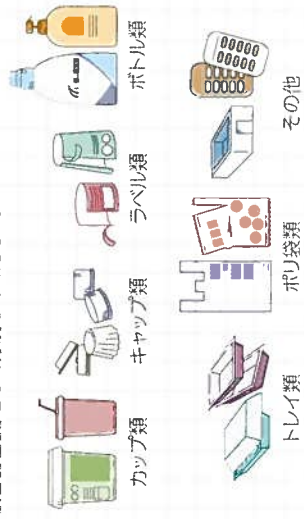
生活の中に深く浸透しているプラスチック製品。そのほとんどが家庭ごみとして出されます。それらは、正しく分別することで、リサイクルできる貴重な資源となります。

プラスチックごみの分別

商品の容器や包装で、右記の識別表示マークが付いているものは「プラスチック製容器包装」として分別してください。



商品の容器や包装以外のプラスチック製品は「燃えないその他ごみ」として分別してください。



プラスチックごみの正しい出し方

①中を洗う



洗えないものや汚れがひどいものは「燃えるごみ」へ。

②十分に水切り



③ビニール袋に入れる



中が確認できるように、袋の重ね入れはしないでください。

年末年始に臨時収集を行います ごみカレンダーを確認しましょう

※12月31日(金)～令和4年1月3日(月)
は、収集はありません。

年末年始の臨時収集はこちら →



ごみの分け方・出し方が分かる ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

収集日の確認ができる「ごみ収集カレンダー」や詳しい分け方・出し方の注意点が確認できる「ごみ分別の手引き」など、ごみに関する情報をいつでも確認することができます。右記のQRコードからダウンロードしてください。



お問い合わせ 環境保全課(直通)909-6338

(7) 広報いよし 2021.12

2021.12 広報いよし (6)

【事業番号】 2368

節水等推進事業

資料1 補助金交付要綱

資料2 パンフレット

伊予市告示第 4 7 号

伊予市雨水貯留施設購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、節水型まちづくりの一環として、雨水の有効利用を促進し、もって節水意識の高揚を図るため、雨水貯留施設を購入する者に対し、市が予算の範囲内で伊予市雨水貯留施設購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「雨水貯留施設」とは、建物の屋根、ベランダ等に降った雨水を散水等の雑用水源として利用するために貯留する施設で、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 貯留容量が 1 0 0 リットル以上の市販されているもの
- (2) 水漏れしないもの
- (3) 貯留した雨水を汚染することがなく、かつ、日光を遮断できる材質又は構造であるもの
- (4) 貯留した雨水の蒸発及びほこり等の混入の防止並びに内部の清掃が可能な構造であるもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、市内において自らが居住する専用住宅又は併用住宅の敷地内に、自ら利用するための雨水貯留施設を設置する者であつて、市税及び下水道事業受益者負担金並びに下水道使用料を滞納していない者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付)

第 4 条 補助金の交付は、同一の建築物につき 1 年度 1 回とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、購入価格(本体価格及び本体に附属する架台、ポンプその他の設備の価格の合計額とし、消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、3 万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雨水貯留施設の設置後1年以内に伊予市雨水貯留施設購入費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入価格の額の支払を証明できる書類
- (2) 雨水貯留施設の貯留容量、材質その他の仕様を明示した書類
- (3) 設置状況を示す写真
- (4) 住宅等を借りている場合は、所有者の承諾書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、伊予市雨水貯留施設購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は伊予市雨水貯留施設購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定する場合において、市長は必要と認めるときは条件を附することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、伊予市雨水貯留施設購入費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他市長が取り消す必要があると認めるとき。

(管理義務等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該雨水貯留施設を常に良好な状態で管理し、雨水利用に努めなければならない。

(調査)

第11条 市長は、この要綱の施行に必要な範囲において、補助対象者の申請内容等について調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

伊予市告示第48号

伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、節水型まちづくりの一環として、雨水の有効利用を促進し、もって節水意識の高揚を図るため、下水道等を使用することにより不要となった浄化槽を雨水貯留施設に改造する者に対し、市が予算の範囲内で伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽及び単独処理浄化槽をいう。
- (2) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する雨水貯留槽及びこれに付随する給排水設備を備えた施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内において下水道等を使用することにより不要となった浄化槽を、自ら利用するために雨水貯留施設に改造する者であって、市税及び下水道事業受益者負担金並びに下水道使用料を滞納していない者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、浄化槽を雨水貯留施設に転用するために必要な経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽の汚泥の引抜き及び清掃費
- (2) 不用部品の撤去処分及び仕切り板の穴あけ工事の経費
- (3) 内部洗浄消毒費
- (4) ポンプの設置及び散水施設の配管工事の経費
- (5) 雨水の集排水管の配管工事の経費
- (6) 浄化槽の補強に要する工事の経費
- (7) その他市長が雨水貯留施設に転用するために必要と認めた経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、12万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 構造詳細図
- (4) 改造工事費見積書
- (5) 市税完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定する場合において、市長は必要と認めるときは条件を附することができる。

(工事の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、工事の計画を変更し、又は中止しようとするときは、伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項に定める伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金変更等承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、その可否を決定し、伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金変更等に関する決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(工事完了報告)

第9条 補助事業者は、改造工事が完了したときは、完了した日から起算して5日以内に工事完了報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する工事完了報告書を受理したときは、内容を審査し、完了検査を行い、工事の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条

件に適合すると認めるときは、伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 補助金交付額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該改造工事の費用を支払ったことを証する書類を添付し、伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- （2）この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- （3）その他市長が取り消す必要があると認めるとき。

（管理義務等）

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該雨水貯留施設を常に良好な状態で管理し、雨水利用に努めなければならない。

（改造工事の施工者）

第14条 この要綱に基づく浄化槽の改造工事を行うことができる者は、伊予市下水道条例（平成17年伊予市条例第160号）第8条に規定する排水設備指定工事店の指定を受けた者とする。

（調査）

第15条 市長は、この要綱の施行に必要な範囲において、補助事業者の申請内容等について調査を行うことができる。

（事務手続の委任）

第16条 申請者は、第6条、第8条第1項、第9条及び第11条に係る事務手続を代理人に委任することができる。

2 前項の規定により委任するときは、代理人は、第6条の規定により申請するときに、伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付申請等に関する委任状（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

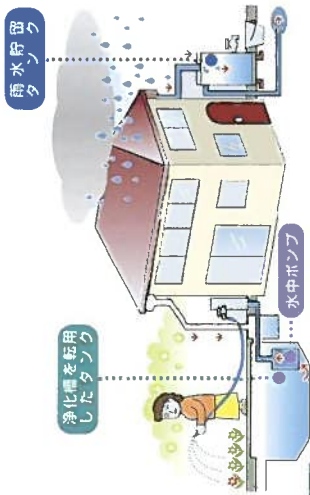
第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

雨水を貯めてみませんか？

伊予市では、節水型まづくりの一環として、雨水の有効利用を促進し、節水意識の高揚を図ることを目的に、雨水貯留施設の設置と不用浄化槽を雨水貯留施設に改造する方に対して補助金を交付します。



雨水貯留施設購入費補助金

- 1 補助金の対象となる方

伊予市内で自らが居住する住宅（店舗や事務所などの併用住宅も含みます。）の敷地内に、自ら利用するために雨水貯留施設を設置する方で、市税及び下水道事業受益者負担金並びに下水道使用料を滞納していない方
- 2 補助の対象となる雨水貯留施設

建物の屋根、ベランダ等に降った雨水を散水等の雑用水源として利用するために貯留する施設で、次のいずれにも該当するもの

 - (1) 貯留容量が100リットル以上の市販されているもの
 - (2) 水漏れしないもの
 - (3) 貯留した雨水を汚染することがなく、かつ、日光を遮断できる材質又は構造であるもの
 - (4) 貯留した雨水の蒸発及びほこり等の飛入の防止並びに内部の清掃が可能な構造であるもの
- 3 補助金額

購入価格（本体価格及び本体に付属する架台、ポンプその他の設備の価格の合計額で消費税及び地方消費税の額を含みます。）の2分の1以内の額で、3万円を上限として補助します。（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てます。）
- 4 申請の手続き

伊予市雨水貯留施設購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、**環境政策課**へ提出してください。

- ◆ 添付書類：購入価格の額の支払を証明できる書類、雨水貯留施設の貯留容量・材質その他の仕様を明示した書類、設置状況を示す写真（遠景・近景各1枚）、住所等を借りている場合は、所有者の承諾書
- ※ 雨水貯留施設は、屋外で建物の雨どいに設置するものですから、雨どいの形状・サイズによっては設置が困難な場合もありますので、購入の際販売者とよくご相談ください。

【問い合わせ先】 環境政策課 直通電話：909-6338

浄化槽雨水貯留施設改造費補助金

- 1 補助金の対象となる方

伊予市内で下水道等を使用することによって不用となった浄化槽（単独処理浄化槽も含みます）を、自ら利用するために雨水貯留施設に改造する方で、市税及び下水道事業受益者負担金並びに下水道使用料を滞納していない方
- 2 補助の対象となる経費
 - 浄化槽の汚泥の引抜き、清掃費
 - 不用部品の撤去処分及び仕切り板の穴あけ工事の経費
 - 内部洗浄消毒費
 - ポンプの設置及び散水施設の配管工事の経費
 - 雨水の集排水管の配管工事の経費
 - 浄化槽の補強に要する工事の経費
- 3 補助金額

補助対象経費の2分の1以内の額で、12万円を上限として補助します。（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てます。）
- 4 申請の手続き

必ず工事施工前に伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、**上下水道課**へ提出してください。

 - ◆ 添付書類：位置図、平面図、構造詳細図、改造工事費見積書、市税完納証明書
 - ※ 改造工事の施工は、伊予市下水道条例第8条に規定する排水設備指定工事店の指定を受けた工事店で行われれば施工できますので、ご注意ください。なお、指定工事店に交付申請に関する書類の提出を委任することも可能です。
- 5 浄化槽雨水貯留施設改造工事のイメージ図



【問い合わせ先】

上下水道課 直通電話（業務）：909-6389

雨水貯留施設（雨水貯留タンク） イメージ

